

令和 7 年 5 月 22 日

市政記者クラブ 様

スポーツ市民局市民生活部市政情報課
担当：小林（電話：972-3151）

行政文書公開請求に係る決定における黒塗り漏れについて

スポーツ市民局市民生活部市政情報課において、行政文書公開請求に係る決定における黒塗り漏れがありましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1 概要

行政文書公開請求においては、個人情報が含まれる場合には秘匿とする必要があり、たとえ請求者本人の個人情報であったとしても、黒塗りして非公開とする必要がありますが、令和 7 年 3 月 31 日に行った行政文書公開決定において、本来非公開とすべき請求者本人の個人情報を黒塗りせずに請求者本人に通知していたことを、同年 5 月 20 日に市政情報課職員が気づきました。

2 当該文書に記載されていた非公開情報

Aさんの職業に関する情報

なお、行政文書公開請求をされた方がAさん本人であったため、個人情報の漏えいには至っておりません。

3 対応

Aさんに対して状況を説明し謝罪しました。

4 原因

チェックが不十分であったため。

5 再発防止策

当該事例について課内で共有し、今後このようなことがないよう徹底してまいります。